

高齢者の居住の安定確保に関する法律

規模及び設備等の基準

項目	根拠法令等	内容	備考
面積	法第7条第1項 第一号	各居住部分の面積は、原則として25㎡以上であること。(居間、食堂、台所その他の十分な面積の共同利用部分が別にある場合は、18㎡以上。)	規則 第8条
構造及び 設備	法第7条第1項 第二号	原則として、各居住部分が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。(共同利用のため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合を除く。)	規則 第9条
加齢対応 構造等	法第7条第1項 第三号	<ul style="list-style-type: none"> ①床は、原則として段差がないこと ②主たる廊下の幅は、78cm(柱のある部分は75cm)以上 ③主たる居室の出入口の幅は75cm以上(浴室の出入口の幅は60cm以上) ④浴室の短辺は130cm(戸建て住宅以外は120cm)以上とし、浴室面積は2㎡(戸建て住宅以外は1.8㎡)以上 ⑤階段の各部の寸法に関する規定(踏面19.5cm以上、踏面/蹴上=22/21以下、$55\text{cm} \leq (\text{踏面} + \text{蹴上} \times 2) \leq 65\text{cm}$) ⑥主たる共用階段の寸法に関する規定(踏面24cm以上、$55\text{cm} \leq (\text{踏面} + \text{蹴上} \times 2) \leq 65\text{cm}$) ⑦便所、浴室、住戸内の階段に手すりの設置 ⑧3階以上の共同住宅である場合には、エレベーターの設置 ⑨その他の基準(住宅専用部分の段差、階段、手すり等、共用廊下・階段等、告示による) 	規則 第10条